

平成 25 年度 第 6 回総合図書館運営審議会議事録

- 1 日 時 平成 25 年 11 月 29 日(金) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 福岡市総合図書館 3 階第 2 会議室
- 3 出席者 委 員：高橋昇、山本幸雄、甲斐景子、八尋理恵、大野まり子、田坂大藏
藤野力、田中久美、小林晶子、宮本謙吾（計 10 名）
図書館：久池井館長、北崎部長、大串運営課長、矢野図書サービス課長、
西島文学・文書課長 他
傍聴者：5 名

4 議事録

会長：今年 5 月 13 日、総合図書館長から「これからの福岡市図書館のあり方について」諮問を受け、これまで 5 回の協議を行ってきた。11 月 15 日、館長に渡した「答申」に基づき、別紙のとおり「新ビジョン」の素案がまとまっている。

それでは、「新ビジョン」の案につき事務局よりご説明ください。

事務局：まだまだ素案の段階ですので修正すべき点は多いと思いますが、よろしくご協議ください。

会長：討議に入ります。基本理念と基本方針に関してご意見を。

委員：基本理念には「くつろぎの場を創出し、みんなが集い楽しさを共有できる図書館」と書かれており、生涯学習施設としての図書館なのでいいと思うのだが、図書館本来の役割に関する内容が基本理念として薄い。他の公共施設とは異なる図書館の本来の目的を明確に書くべきである。

会長：一行目に入れるということか。

委員：特に一行目でなくてもいいが、本・資料の位置づけを明確にしておきたい。

委員：昨年来、行財政改革の中で、指定管理者制の導入について、集客に力点が置かれている。個人的には、もっと一人ひとりの暮らしに寄り添う図書館であってほしい。アジア映画の収集など、特筆すべき特徴を持った図書館の理念として能動性が欲しい。

委員：「立ち寄る」という表現が気になる。「足を運びたくなる」としてはどうか。福岡市の基本計画（第 9 次）に寄り添う必要は認めるが、寄り添いつつ図書館としての独自性を盛り込んだ理念とする必要がある。

基本方針 1

会長：それでは次に、基本方針 1 についてご意見をください。

委員：2の(1)に「エントランスホールや中庭などを活用」とあるが、具体的には何を想定しているのか。

事務局：平成3年の「新図書館基本計画」の中で、エントランスホールは売店やくつろげる場所として、中庭は本を読める空間として謳っており、現在、あまり有効活用されていない状況なので、活用策としてご提案した。もちろん、予算がつくことが前提である。総合図書館設立時の計画に立ち返って、現在までに実現できていない部分を実現しようということである。

委員：答申では、すでに図書館では様々なサービスが行われているので、その周知に力を入れることで、未来館者に図書館へ足を向けてもらうという趣旨である。職員数が限られた中での新たなサービスの立ち上げということは、外部の業者を入れて行うことになると思うが、それでうまくいくのか。

会長：基本方針の数字ごとに議論を進めているが、基本方針の5「効率的・効果的な図書館運営」の1「管理運営体制の確立」の(1)でもう一度出てくる。2回出てくるというのは、特に重点事業と考えているのか。

事務局：図書館利用登録率が人口比で2割を切っている。エントランスホールでお茶を飲みながら本が読めるなど、図書館に新たな魅力を追加することで、足を向けたいくなる施設となり、利用率を上げたいと考えている。

会長：総合図書館が天神など人が集まる場所に立地しているのであれば、アイデアとして成り立つと思うが、この立地で通りを歩いている人がそんなに多いとは思えない。平成3年の計画に出ているながら実現していないのは、カフェを運営する業者が商売として成り立たないということで誘致できなかったのではないか。経済観光文化局などの経済に強い職員の意見を聞いてみてはどうか。

事務局：エントランスホールの活用は唐突に出てきた印象を与えるかもしれないが、当初の計画の中に盛り込まれていた。総合図書館の3つの部門、図書、文書、映像の共通の出会いと触れ合いの場が、エントランスホールの位置づけである。情報発信の場所としてもっと体系化し整理して、また気楽に足を運べる空間として活用できれば、さらにその奥のさまざまな資料に導くことも可能である。

会長：基本方針5のところと統合してまとめる方がいいと思う。

委員：事前資料では「ハード、ソフトの両面からのサービスを図ります」となっていた。ハードの整備は装置さえつけられればいいが、ソフトが大切である。サポートといってもいい。この言葉をあえて外した理由は、抽象的だという指摘があったことに基づいているのか。

事務局：ソフト面の充実が大切だということは認識しているが、修正理由はそのとおりで、教育委員会内部からも指摘を受け、より具体的な表現にした。

委員：エントランスホールの活用に関しては賛成だが、海に近い立地上、中庭の利用には工夫が必要である。正面入り口も二重にしているのは、空気圧をかけてドアの開閉時

に中から外に空気が流れるようにしている。中庭に面するドアは現在一重なので、これを二重にして、資料に悪い影響を与えないように配慮してほしい。

委員：エントランスホールはかなり広い空間になっているが、災害時の避難場所として広く作られたのではないのか。

事務局：避難場所ではない。

委員：中庭には2階から階段が下りている。避難経路にあたらぬのであれば活用するのは構わないと思う。1の「誰もが利用できる図書館サービス」をだれがどんな方法でやるのか、予算がつくのか心配だ。また、設備を整えることはお金さえあればできるが、長く続けて育成することは難しい。

事務局：この新ビジョンの素案については、市長部局に説明する必要がある。当然予算の問題もあり、財政局で落とされる可能性もあるが、図書館として外せない事業については、優先順位をつけて説明していく。

委員：質問だが、映像部門が経済観光文化局と教育委員会の両方にまたがっており、資料費などの予算が経済観光文化局から来ることはないのか。

事務局：職員が兼務という形になっている。図書館の職員としての職務が主である。兼務になったのが一昨年からのので、経済観光文化局で予算を付けた事業を行ったことはないが、現段階ではどのような協力形態を進めるか協議しているところである。

委員：経済観光文化局と連携したのは、観光と関わりがあるからだと思うが、図書館雑誌に「観光ポータルとしての図書館」という記事がある。総合図書館にはアジアの映画や国連寄託図書館、姉妹都市のコーナーがあり、展示も素晴らしく、姉妹都市の方が来たらここに案内したい。

このような空港や博多港に到着したアジアの観光客を繋げるために、Wi-Fi設備を総合図書館に導入してはどうかと思う。また、このような福岡・九州のことがわかるような仕組みを作る設備の導入に、経済観光文化局からお金は出ないのか。

事務局：教育委員会の予算でもそれは可能かと思っている。Wi-Fiについても極力設置するよう検討する。

会長：それでは、基本方針1については終わります。文章の表現で表現止めになっているので修正するように。

委員：社会教育学習という言葉には人権学習も含めて入っており難しい。生涯学習という言葉の方が良い。

委員：社会教育という言葉を入れていただきたいわけではなく、基本理念1の「～楽しさを共有できる」ということが社会教育の場としての図書館を表現しており、そのままでもいいのだが、基本方針の2に「幅広い情報を提供できる」や「図書館としての本が置いてある、みんなに情報を提供してもらえる」などの表現を入れたい。

会長：基本理念のところではいろいろ出た。ソフト・ハード両面からのサービスの充実を図るという表現は抽象的なので、基本理念の中に盛り込んでいったらどうか。

委員：この1（1）①より。アジア美術館の閲覧室がある。喫茶店もある。ここを貸出ポイントにできないか。

事務局：貸出ポイントは、空白地域をなくす方向ですのために設置していく。返却ポイントはできるところからやっていく。全市的に見て偏りがないようにしたい。貸出ポイントについては、便利のいい交通機関のセンターや公共施設などで展開する必要があると思う。今後、計画的に利用空白地帯をさらに調査し、施設がない場合の方法についても併せて検討していきたいと考えている。

基本方針2

委員：答申で消えたのに復活しているものがある。3番のネットワーク機能の（1）分館を中心にではなく、総合図書館を中心にと答申に盛り込まれていたが、ここでは分館を中心に学校・公民館というような表現に戻っている。

事務局：訂正する。

委員：先に確認だが、新ビジョンの案は最終的に議会に報告する前に、パブリックコメントで一般市民に意見を聞くと理解しているが間違いないか。

事務局：間違いない。

委員：一般市民には専門用語が分からないと思うが、どうか。

事務局：用語解説を載せ、一般の方にわかりやすい内容にする。

委員：基本方針2の2（3）レフェラルサービスは難しいと思うので、解説が必要である。

事務局：用語解説に入れる。

委員：5の（1）最後の「また～」の「子どもの「おはなし会」だけでなく、大人向けの読書事業を開催します」という表現になっているが、何か具体案があるのか。

事務局：審議の中で意見として出た「大人の読書会」という言葉を入れている。平成3年の基本計画にはない。諮問した後の審議の中でできたので反映させている。

委員：赤煉瓦文学館で、おはなし会、大人のおはなし会というのが活発になっていると思う。それとは別に、先の「全国図書館大会」でも「大人のみなさんがお話し会で楽しんで、地元を広がっていく」という発表があり、大人がお話しを楽しむ講座があることで、そこから発信できるといい。特にお年寄りには文字が読みにくくなるので、「耳からの読書」は高齢者のサービスになる。

委員：この新ビジョンは、どれくらいの幅で考えているのか。中長期的なのか、年次計画的なとか。

事務局：個々には説明できないが、短期的、中期的、長期的なものが混在している。10年スパンの新ビジョンとなるが、まずは5年ごとの計画として具体的な施策をやっていく。

委員：基本方針2の1番の「幅広い資料・情報の収集・保存」については、予算が大幅に減っている。この先5年間で増えることもあるかもしれないが、大変難しいと思う。

そういう状況の中で、1の(1)のように、公共の図書館としての役割を發揮できるような資料収集、次の(2)が選書担当の職員の幅広い分野の知識の習得となっている。2の(2)レファレンスサービスのところに職員の資質の向上とあり、最後にも、図書館職員の研修の項目が入っている。選書を含め、職員の資質向上が、収集する資料の質的向上に直結すると思うが、このあたりをどのように考えているのか知りたい。

事務局：購入費の減少に伴い、厳選した選書が必要である。選書を担当する職員の知識の習得が重要になってくる。限られた予算の中で、よりよい本を購入していくという意味での表現である。レファレンスはインターネットの普及により、利用者の方が自分なりにネットで調べ、それでも分からないことを図書館に問い合わせに来る。質問の内容が高度化しているので、対応できるよう職員の資質向上が必要である。

委員：「レファレンスだより」が毎月発行されている。非常に詳しく調べているが、これを嘱託の方がしていることに二度驚いた。正職員でやる体制にないことが驚きだ。選書やレファレンスに絡めて、正職員と嘱託職員の質の向上あるいは格差の是正というのはどこにもないがいいのか。

事務局：ここで職員というのは、嘱託だけでなく、それを担当する職員も対象であり、その活動に必要な研修を受けている。

委員：分館では、レファレンスツールとなるレファレンスブックやデータベースが入っていない。分館ではギリギリの人数でやっている中で、レファレンスもやらないといけない。現状も変わらないと思う。そのためにはチーム的なバックアップも必要だ。高齢化に伴い、福祉や老人ケア用の紙芝居が必要になってくると思う。

会長：レファレンスサービスは、まず周知することが大切だ。周知・強化・充実という順番になるので、周知という言葉が先にあるべきだ。順番は、ビジネス系統から子育て支援、地域の課題解決にレファレンスが役に立つという意味で34521の順にしてはどうか。

言葉について「多様な学習機会の提供」のところで「ボランティア活動が住民等が学習の成果を活用する場であることに鑑み」と格調は高いが、「鑑み」を「なるように」とひらがなで書いた方がいい。紙資料と紙媒体という表現の混在がみられる。統一するように。

基本方針3

委員：子どもへのサービスは、学校や学校司書あるいは、ボランティアとの協力関係をどうやって作っていくかが大切である。仕組みは総合図書館が作るのか。2の団体貸出の充実も配本車がなければできない。あればできることなので、頑張ってやってほしい。これは総合図書館が中心となりやるべきところである。ボランティアの支援は、総合図書館が声をかけて広げてゆくように。

事務局：団体貸出サービスについては図書館でやる。学校司書と図書館との相互の司書交流は、学校司書の所管である教育委員会指導部と、図書館が連携が必要だが、3の（3）にある学校図書館支援センターが設置できれば、そこがやっていくべきものと考えている。

今現在、団体貸出は「青い鳥号」と委託車でやっている。「青い鳥号」は書架がついており、団体貸出を委託車に任せて、「青い鳥号」は、本来の用途である移動図書館として活用を検討するということである。

事務局：総合図書館も分館もこども向けに事業を行っている。学校図書館は、学校司書とともに、教育委員会指導部が所管している。学校図書館担当者との連絡会が、今年から区ごとに開かれている。今回2つの区の連絡会に出席したが、この連絡会に図書館側が出向いていくのも一つの案だと思っている。交流の形態は様々なものが考えられるが、図書館から働きかけていくことも大切である。

委員：3の（3）の学校図書館支援センター設置に向け様々な支援を行うというのは、教育委員会と連携して行うということか。

事務局：3の（1）と（2）に関しては学校図書館支援センター設置の有無とは別にしてもやっていこうという姿勢である。

委員：答申には学校図書館の開放や公民館図書館部門との連携としていた。図書館の新設は困難で、現在ある施設を使ってやるという表現だった。今言われているような組織を作る際に、利用率の低い地区の小学校とか公民館のモデルケースで試してはどうか。

事務局：学校図書館の開放は、学校サイドの問題である。諮問の意見を反映した形での答申に努めるが、ビジョンの中に入れるのは無理がある。

事務局：学校図書館に関しては教育に支障がない限りという条文がある。授業優先なので、公共図書館と同じようにいかない。また、学校図書館には人の配置が完全ではなく、学校司書がいても毎日でなく時間数も制限されている。学校図書館の開放は、公共図書館並みにはできない。

委員：学校図書館と図書館の位置関係がわからない。学校教育と、公共の違いが基本にある。「学校図書館への支援の充実」に「学校図書館と図書館相互の司書交流の場を設け」と書いてあるが、実際に学校図書館の司書の休みと図書館司書の休みが重なれば可能になるということか。また、1「福岡市読書活動推進計画に基づく子どもの読書活動の推進」の中で、1の（2）「おはなし会の対象年齢の拡大など、充実を努めます」の年齢拡大とは具体的に何か。（3）「おはなし会や地域文庫活動の周知に努めます」の「周知」とは誰に対する周知か。

事務局：学校図書館は学校教育の目的で設置されている図書館であり、公共図書館との関係はあくまで連携ということになっている。子ども達が読んでいる本が学校にない場合、図書館から本を貸し出しする。読書について色々相談したいとき、図書館か

ら出向いて助言する。こうした支援を考えている。学校図書館を所管している指導部や、教育支援部など関係部署が開催する連絡会に、図書館側も出席するなど、様々な手法が考えられる。学校にとって支援が負担になる形も困るので、双方にとって良い方向になる方策を探っていく。その核になるのが学校図書館支援センターであり、現在、構想・計画段階である。

委員：お話し会の件の質問の主旨は、1「福岡市読書活動推進計画に基づく子どもの読書活動の推進」の中で、お話し会のことが強調されているが、お話し会をすることだけが読書活動の推進ではなく、本を薦めるための一つ的手段だと伝えたいからである。

委員：2の(2)に「子どもプラザへの団体貸出の検討、公民館などの地域貸出文庫の増設と受入体制の充実を目指します」と書いてある。公民館では地域貸出文庫をやっているが、この文章から判断すると、総合図書館側が地域貸出文庫の増設を目指すということか？受け入れ態勢の充実というのは、だれが何を受け入れるというのを説明して欲しい。

事務局：現在、公民館に団体貸出登録をしていただいているが、ここでは公民館側に図書館側からもっと団体貸出に対する働きかけを行い、充実を図るという意味である。公民館側でも受け入れ態勢が整うことが条件であり、一方的なことではない。

委員：わかったが、この文脈だと誤解を招く恐れがある。

委員：青い鳥号の詳しい説明をお願いしたい。

1の(4)ヤングアダルトという言葉は、図書館関係の方は分かると思うが、一般の方は若い大人としか思わないのではないか。総合図書館としての定義が必要ではないか。

事務局：現在、移動図書館としては運行していない。団体貸出を中心にやっている。団体貸出とは別に、移動図書館車を市内8か所、例えば、曲淵小学校とか志賀島小学校とか勝馬小学校とか施設を決め、定期的に本を提供するというのが、本来の青い鳥号の役割である。

「福岡市子ども読書活動推進計画」の中に、図書館の役割として、ヤングアダルトサービスを充実していくというのが重要政策の中に掲げてある。図書館側では、中高生が対象である。今後、言葉については検討する。

委員：ブックスタートは乳児の4ヵ月健診の時に保健所で行われているが、触れなくていいのか。ブックスタートが家での読書に繋がっていく。ヤングアダルトの資料として、北九州市は「漫画ミュージアム」というのを作っているが、日本文化として海外にも輸出されている漫画をどう考えるか。

事務局：ブックスタート事業は保健所で行われるが、子ども未来局が所管している。

学校教育までの繋ぎの期間について、図書館がバックアップする形を取りたい。

基本方針4

委員：1の(3)「市内施設」とはどのような施設を指しているのか。また、「収集したアジア映画」とは、ここに保管されている収集した映画ということか。

事務局：市内施設とはホールがある市民センターなどの施設で、35ミリの映写機は持っていないので、映写機を持ち込んでやることになると思う。総合図書館ではシネラで上映しているが、身近なところで映画が観たいというようなニーズもあると思われる、今後計画する。

収集したアジア映画は、アジアフォーカスなどの映画で、図書館が購入したフィルムのことである。

委員：公的施設で映画作品を若い世代に見せることは、表現の一つとして映画があることを伝え、優れた映画人の輩出に繋がる。

会長：4と5に(1)が追加されたのに(2)がないというのが気になる。6番では、ほとんどが「ですます」調なのに「研究するための貴重な資料である」となっているので「資料です」とする。「これらの貴重資料」が、「この」と縮小しているのが、矮小化されているような印象を受ける。

委員：2の「映像ホール「シネラ」の充実」が何故単独なのか。1の「映像資料収集・保存・公開」に、2の「映像ホール「シネラ」の充実」をくっつけた方が分かりやすいのではないか。

また、5の、「福岡市の公文書館機能」とあるが、もう少し具体的に書かないと意味がわかりにくい。

6の(2)の一番下の行に「一層図ります」とあるが、意味がとりにくい。

4の「市民に認知される福岡市文学館の環境整備」では4行目に「総合図書館内に分散した展示室等を」とあるが、分散化して常設されているのか意味がわかりにくいので整理して欲しい。

事務局：文章は整理する。

委員：基本方針4では、検討する主役は市民の皆さんで、そうすることでより市民に認知されるのではないか。

事務局：市民の皆さんの意見を聞く、ワークショップをするなどを含めて検討したいが、具体的なスケジュールはまだない。

委員：赤煉瓦文化館は文化財の面もあるが、文学館として広く市民の声を聞き、作家のトークショーや文学を巡っての催しを重ねることで、いい知恵が出てくるのではないか。映像ホールには、休映日が火曜日にあるが、機器の調整のために必要なのか。休映日に映像ホールとして以外に使用できないのか。

事務局：現在、火曜日はメンテや次の準備にあてている。使い方としては多目的ホールとしていろいろな使い方が出来るようになっている。今後の使い方は考えていく必要がある。

基本方針5

委員：1の(1)に「業務委託など民間事業者が持つノウハウを活用することを含めた運営方法について検討します」とあるが、この前、全国図書館大会に行き、その公共図書館の分科会に入ってとてもワクワクした。理由は、私は直営か業務委託の二者択一と思っていたが、発表した図書館の前の館長の話しを聞いてみると、直営で、業務委託せず色々やれることがある。業務委託で、直営以上にスタッフが勉強して詳しい知識を持っているところもある。「民間事業者が持つノウハウを活用することを含めた」と書くと、民間がいいように感じてしまう。

委員：基本方針5「利用者の求めに応じ～」は元の文章のほうが、意味が分かりやすい。また、「総合図書館の財産を活用する」も客観的にピンと来ない。もう少し分かりやすくならないか。

委員：財産がエントランスホールと中庭ということか。

会長：エントランスホールや中庭も大きな財産であり、活用しようってことでこういう文章に変更されたのではないかと思う。

事務局：エントランスホールなど総合図書館には活用するスペースや空間が沢山ある。開館当初利用していたスペースの利用を廃止したところもあり、今後の活用方法を考えたい。ソフト面からは、行政資料、文書資料等も含めて活用していこうという内容である。

委員：喫煙室をやめて授乳室にするとか、映像ブースがあった広いところに何か作るなど、エントランスホール・中庭と併せて施設に関して建物そのものをもう一度、利用形態を見直していくという文章にした方がわかりやすい。「財産」という表現も変えたほうがいい。

事務局：一般市民の方が分かるような文章にする。

喫煙室については、今年度で廃止するつもりである。今後の活用については奥まったところで臭いも残っているので、今後、どういう活用方法がいいのか検討する。

委員：1「管理運営体制の確立」の「体制」ではなく、これを利用して色々新しい試みを行いたいということであれば、「財産の運営の確立」でいいのではないか。

委員：1の(2)「図書館の運営状況を評価するシステムづくりを目指します」というのは、具体的にどういう評価なのか。

事務局：運営審議会で色々ご助言いただいているが、今後の公共図書館では、平成24年12月に文部科学省から出された基準の中に謳ってあるように、客観的な目で色々な意見を出してもらおうよう、運営審議会とは別の委員会を設けてチェックする必要があるという考えである。

委員：実際にやっている人たちは今まで通りということで、外部から評価されるということに伝えるということか？

事務局：具体的なメンバーは考えていない。教育委員会全体でも教育委員会の会議のほか、

外部委員がいて、意見や指摘を言える取り組みを行っており、同様に考えている。

図書館内部の自己評価も行い、その上で評価をもらう形になると思う。

委員：自己評価というものが規制緩和以降我が国に蔓延したが、やり方次第で良くも悪くもなる。

事務局：市役所内部の職員も毎年、年次目標を立て、勤務評価の時に1年間を振り返るが、個人の計画であり評価である。ここでいう内部評価というのは、この新ビジョンについて、計画の進捗状況を検証するという意味である。

委員：では、新組織と現在の運営審議委員会はどういう関係になるのか。

事務局：まだ具体的に考えてないが、外部委員を入れた形での評価委員会ということで考えている。

委員：形としては別組織になるのか。

事務局：委員の重複はあるかもしれないがそう考えている。

委員：平成24年12月19日の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を答申の最後に入れ込みよかったと思う。その第2「公立図書館」の1「市町村立図書館」1「管理運営」(二)「運営の状況に関する点検及び評価等」の中に、1「市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営状況について、目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行なうよう努めなければならない。」2「市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。」とある。

総則の主旨は、「「図書館法の基準を踏まえ、図書館法第3条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない」とあり、そこを点検するということで、図書館協議会の活用その他の方法によりという文言がある。

事務局：新ビジョンの進行管理を含めた評価のシステムのことである。運営審議会は、新ビジョンだけではなくて、図書館全般についての意見の中心であり、予算や決算の報告もして、事業の計画を超えたところでの審議の場と考えている。

委員：答申の最後にあった「人と人が結びつけられるような温かい図書館であって欲しいので、効率・効果・合理性だけを求めてはならない」という表現が、今回の2行目で「さらに効率的・効果的な運営をする図書館を目指します」とばっさり切られている。住民1人ひとりに寄り添うと答申にも出ていたが、「人と人が結びつけられるような温かい図書館」と「効率的・効果的な運営」というのは両立が難しい。

委員：全国図書館大会で、ボランティアの力を活用することで、可能性がとても広がると感じた。1の「管理運営体制の確立」の(3)のところに、「図書館ボランティアの

養成や学生のインターンシップを導入し」と書いてあるが、図書館ボランティアに限らず、ボランティアの協働を管理運営のところに入れると、もっとできることがあるのではないかと思う。例えば、植栽のところにもボランティアさんの力を入れる。あるいは映像だったら映像関係の得意なボランティアもいる。そういった方向も色々ありまして、本に関するボランティアだけでなく、運営管理というところで、色々なボランティアさんとの協働ということで、少ない予算の中で色々な可能性が広がるのではないか。

会長：3の「積極的な情報発信」にスマートフォンを使って、情報を効率的に流し、若い人に広報できれば図書館機能がもっと身近に感じられる。情報発信し、来館のきっかけにできないか。

委員：小郡図書館のホームページに「司書の小部屋」というのがある。司書の発信力が感じられる。

事務局：基本理念を全体的に振り返り、確認しておくことはないか。

委員：基本方針1の1の(1)「高齢者や乳幼児連れの人、障がいのある方や遠方在住者など」と書いてあるが、障がいのある方をどこまで考えているのか。

事務局：障がいのある方への対応とは、①②③すべての項目にかかってくるが、それ以外に総合図書館には点字図書館を抱えている。サービスが重複しないように、連携しながらやっていくよう考えており、それ以外の障がいのある方についても当然図書館側でサービスが必要になってくると思う。この文言も再考する。

委員：基本方針2の4の(2)「タブレット等が利用できる環境を進めます」とある。このタブレットは、図書館に個人が持ち込むタブレットということか、それとも図書館に備え付けることを検討しているのか。

事務局：タブレットについては、持ち込みと考えている。備え付けるには費用がかかるためここで明記することは出来ない。将来的には、国立国会図書館からの電子資料の配信についても対応していかなければならない。電子書籍の所蔵についても今後検討していかなければならないと考えている。

委員：無線LANの導入を想定しているのか。

事務局：福岡市の都市戦略でFukuoka City Wi-Fiをいろんな施設に設置しようとしている。総合図書館では、福岡市のWi-Fiと乗り合わせながら、総合図書館独自のWi-Fiを考えている。個人が持ち込むタブレット端末等で使える環境を図書館全体に敷く方向で、動いている。ホームページ等の発信では、委員の方から指摘をいただいたように、図書館の色々な発信にRSS機能をつけ、新着情報が図書館ファンの方に自動的に届くよう実施に向けて進めていく。

委員：基本理念の一文が、その全てを言い表すような一文にならないといけないと思うのだが、一番難しいところでもある。基本方針の1から5は総括できないが、1から4の意味を含めた文章で、「市民誰もが、図書資料に親しめる機会を提供し、生涯

にわたり知的活動を支えていく図書館」としたいが、これはどこの図書館でも当てはまることで、福岡市の独自性を持たせる必要がある。また、前文に福岡市基本計画（第9次）の文言が記載されているが、文言中のキーワードである、「創造力」や「人材育成」や「活躍」とニュアンスがまったく含まれていないことが問題である。

会長：みなさんから多数のご意見をいただき、ご協力ありがとうございました。

この後は事務局に議事をお返りする。

事務局：本日はみなさんから多数のご意見をいただいた。ありがとうございました。

今日いただいた意見は、今後検討していくが、教育委員会の関連部局に説明すべき議案もある。また、市長部局、保健福祉局や、市民局に関する内容など内容に触れたところもあるが、事前に協議はしていない。今後協議が必要である。また、予算がかかる部分には、財政との調整も必要である。今後は市の関連部局と協議して詰めていこうと思っている。

本日のご意見をもとにするが、内容が変わることもある。今後は毎回審議会を開くことはできないので、その節目、節目に会長と副会長に相談しながら、進捗を報告し進めていくので、これからもご意見をいただきたい。本日の意見を反映させた形で報告したいと思うので、よろしくをお願いします。